

第 6 部



いじめ問題 解決のための 「地域プログラム」

地域プログラムは、学校と地域住民が一体となって、いじめの防止に取り組んでいくことを目的に開発しました。学校運営協議会や学校サポートチーム運営会議等での活用を目指しています。

学校と地域住民との連携について、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」では、上巻9ページに、次のように示しています。

《いじめ防止の取組を推進する6つのポイント》

ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する《地域、関係機関等との日常からの連携》

- いじめ発生の背景が複雑化・多様化する中で、学校がいじめを迅速かつ的確に解決できるようにするためには、外部の人材や関係諸機関と適切に連携して、対応することが必要である。
- 学校は、日常から、地域や関係機関等と「学校いじめ防止基本方針」の内容や、学校の取組の現状、課題等について情報共有をする、課題解決に向けた方策について協議するなど、双方向の関係づくりに努めるとともに、都内全ての公立学校に設置されている「学校サポートチーム」の機能を明確にする。その上で、定期的な会議や個別事案ごとの会議を通して、教職員、PTA、地域住民、警察や児童相談所等の関係機関の職員、スクールソーシャルワーカー等が適切に役割を分担し、被害の子供を支援したり、加害の子供の反省を促す行動を行ったりする。

また、上記の基となった「第3期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会 答申」（令和2年7月）では、「(5) 保護者や関係機関との効果的な連携、学校サポートチームによる支援等の充実」の視点から、都内公立学校における現状と成果、課題について、次のように示されています。

《概要》

学校のホームページや学校便り、保護者会等で、自校の学校いじめ防止基本方針の内容について周知するなど、保護者等との共通理解を図る取組が推進されている。

一方で、学校の発信を保護者や児童・生徒がどの程度理解しているか、どのように受け止めているか、学校と保護者、児童・生徒の受け止めとの間に乖離がないかという視点から、学校による保護者等への周知の在り方を見直すとともに、保護者や地域からの発信を促し、受け止める態勢を充実させるなど、日頃から双方向の関係を築くことが必要である。

さらに、この答申の中で、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会は、次のように提言しています。

《いじめ問題対策委員会からの提言》

(5) 保護者、地域社会と共に手を取り合おう。

学校、保護者、地域社会は、普段からのパートナーシップ、双方向の関係づくりを大切にしよう。子供を取り巻く大人が、「子供がSOSを出しやすい存在」になろう。そして、「子供が安心して相談できる人」になれるように努めよう。

これに続いて、《提言》に示されたいじめ防止対策の具体的な実現に向けて、東京都教育委員会が取り組む事項として次の点を挙げており、本プログラムも、この方策を具体化した内容となっています。

《いじめ防止対策の一層の推進に向けた7つの方策》

(5) 家庭・地域向けのプログラムや啓発資料等の作成・活用

- ◆ 学校とともに地域・保護者が一体となって、いじめの防止に取り組んでいけるよう、保護者や地域の方々がいじめ問題について考えるためのプログラムを開発し、学校が、保護者会や入学説明会、道徳授業地区公開講座等において活用できるようにする。
- ◆ 学校・家庭・地域の連携による「子供が安心して相談できる環境」の構築に向けて、子供の心のケア、不安や悩みの受け止めに関する保護者・地域向け啓発資料を作成する。また、その活用を促したり、子供と保護者等が共に考えることができるような場を設定したりするなど、保護者や地域の方々の、子供のSOSを受け容れる力を高められるようにする。

本プログラムが目指す「学校と家庭・地域社会との関係」とは、「普段からのパートナーシップ」、「双方向の関係」です。それを支える地域の方々が、「子供がSOSを出しやすい存在」、「子供が安心して相談できる人」になってもらうことです。

保護者プログラム同様、学校のいじめ防止に関わる方針や取組、対応について十分に理解してもらえよう、「知らせる」のみならず、「伝わる」ように工夫し、このプログラムを実施することで、参加した地域の方々が、自分の責務や役割について考えを深めることができるようにすることが大切です。

また、東京都教職員研修センターのWebページに掲載した、スライド資料（原稿付き）、配布資料、事後アンケートを、自校の取組に合わせて編集し、活用していただくことで、学校と地域住民が一体となって、いじめの防止に取り組んでいくというねらいの実現につながると考えています。いじめに関わる研修等において、教職員が本プログラムの内容を協議するなどした上で、御活用ください。

年間を見通した「地域プログラム」の活用時期の例

地域プログラムは、例えば、次の時期に活用が想定されます。

4月	5月	6月	7月	8月	9月
学校運営協議会・学校運営連絡協議会	学校サポートチーム運営連絡協議会			学校運営協議会・学校運営連絡協議会	
10月	11月	12月	1月	2月	3月
道徳授業地区公開講座 ※保護者と一緒に実施				学校運営協議会・学校運営連絡協議会	学校サポートチーム運営連絡協議会

地域

共に手をとり合おう

—いじめを生まない環境づくり—

ねらい

- いじめの定義について確認する。
- いじめ問題に対する学校の取組を理解する。
- いじめ問題を克服するために、地域住民としてできることを考える。

活用場面等

活用場面	担当者
学校運営協議会、道徳授業地区公開講座等	校長、副校長、生活指導主任

取組の内容例（20分）

	主な取組	実施上の留意点
1分	1 プログラムの主旨を説明する。	○ 三つのねらいに基づき、プログラムを実施する主旨について確認する。
8分	2 いじめの定義や現状について確認する。 (1) 具体的な子供の様子を基に、いじめかどうかについて個人で考えてもらう。 (2) 「いじめにあたるのは、どれか」、そのように考えた理由について考え、互いの意見を交流してもらう。 (3) 「いじめ防止対策推進法」に基づく「いじめ」の定義を伝える。 (4) 最初の例について、法における「いじめ」の定義に基づき、いじめかどうか考えてもらう。 (5) 東京都におけるいじめの状況について確認する。	○ いじめかどうかについて考える事例として、意見の分かれるものを取り上げて扱うことで、認識の違いを明確にする。 ○ 子供時代の体験や大人になってからの経験、これまで蓄積した知識や情報に基づいて、それぞれが自分なりのいじめに対する認識をもっていることを確認する。 ○ 法律の定義を示した後、次の点を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害を受けた子供が、「つらい」、「痛い」などの心身の苦痛を感じていれば、いじめと判断されること ・ 学校が「どの学校、どの子供にもいじめは起こり得る」という認識をもって取り組んでいること ・ いじめの定義の変遷の背景 ○ ささいなことも「いじめではないか」と感度を高め、いじめの兆候を把握し、すぐに対応するようしておくことが大切であることを確認する。 ○ 東京都のデータの校種別の違いや学校の状況を確認する。 ○ いじめられていても、誰にも相談していない児童・生徒がいるという事実を確認し、受講者に「子供がSOSを出しやすい存在」「子供が安心して相談できる人」になってほしいことを伝える。

いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成
 互いの個性の理解
 望ましい人間関係の構築
 規範意識の醸成
 教員研修プログラム
 いじめ問題への対応事例
 保護者プログラム
 地域プログラム

3分	3 学校いじめ防止基本方針を基に、学校の取組について紹介する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ問題に対する基本的な考えを確認する。 ○ 学校の取組について、未然防止、早期発見、早期対応の観点から紹介する。写真等を入れることで、学校の取組を具体的に理解してもらえるよう工夫する。 ○ 「子供自らがいじめについて考え、自ら行動できる」取組についても紹介し、教職員だけでなく、子供たちもいじめ問題に取り組んでいることを伝え、大人の協力を促す。 ○ 必要に応じて、条例等を示し、条例に示された地域住民の責務について確認する。
7分	4 いじめの未然防止・早期発見、いじめを生まない環境づくりのために地域全体でできることについて考えてもらう。	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの取組等を例に挙げ、考える手だてとする。 【例】・ 夕方の見守りで気になる子供を見掛けたら、言葉を掛ける。 ・ 職場体験学習や地域の行事を通じて、子供たちと積極的に関わる。 ○ 受講者が多い場合は、グループに分かれて協議し、グループの意見を報告・交流する時間を設ける。 ○ 次のような取組が考えられる。 【例】・ 各自が考えた案を付箋紙に記入して、共有する。 ・ 学校便り等にまとめ、発信する。
1分	5 今後の方向性について確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ防止等の取組を推進するために、地域関係者、保護者、学校の普段からのパートナーシップ、双方向の関係づくりが重要であることを確認するとともに、学校はそのために何をしていくのかについても伝える。 ○ 保護者向けリーフレット『『どうしたの?』一声かけてみませんか』を活用し、子供の変化に対する気付き方や気付いたときの声の掛け方について、具体的な例を基に確認する。

実施にあたっての資料（配布資料等）

- 「学校いじめ防止基本方針」
- 「いじめ防止対策推進法」「いじめ防止基本条例」（都、区市町村）
※地域住民の責務 等
- 『『どうしたの?』一声かけてみませんか ～子供の不安や悩みに寄り添うために～』

- スライド資料
- 配布資料
- 事後アンケート

東京都教職員研修センター
Web ページに
編集可能なデータを掲載

地域全体でできること

- ・ いじめの未然防止
- ・ いじめの早期発見
- ・ いじめを生まない環境づくり



保護者、地域社会と共に手を取り合おう

◆ 地域関係者との効果的な連携

令和2年度 東京都教職員研修センター「いじめについての意識調査」（地域関係者）では、次のような質問をしました。

1 『いじめ』の解消について大切だと思うこと

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のいずれの校種においても、地域の方々の回答の中で割合が最も高かったのは「児童・生徒同士の好ましい人間関係づくり」（47.5%）でした。続いて「悪いことは悪いと言う態度の育成」（39.7%）、「教師のいじめに対する毅然とした指導」（38.1%）となっています。

一方、本プログラムが目指す「学校・家庭・地域の連携を深める」については、23.4%にとどまっています。

2 「学校の『いじめ』の防止・解決のために、地域関係者として取り組もうと思うこと」

「いじめを見つけたとき、学校に報告する」（小学校：74.6% 中学校：83.3% 高等学校：66.7% 特別支援学校：67.6%）や、「いじめを見つけたとき、子供に注意する」（小学校：63.0% 中学校：60.3%）など、地域の方々の回答として「いじめの早期発見・早期対応」に関する内容が高くなっています。

さらに、「日頃から子供に声掛けや挨拶をする」（全体：70.0%）、「地域行事等があれば参加する」（全体：47.2%）、「学校行事等の活動に参加する」（全体：44.4%）なども高く、地域の方々は、普段から、子供や学校との関係づくりに取り組んでいることが分かります。

このように、地域の方々は、子供たちのために、学校のために、普段からできることや機会があればできることに積極的に取り組んでいます。学校と保護者、地域住民が、共に手を取り合い、いじめを生まない環境をつくるには、自分たちに何ができるのかを考えていただくとともに、地域の方々が既に取り組んでいる具体的な取組を共有できるようにすることが大切です。こうした取組により、地域の方々にとっても教職員にとっても、改めて地域の良さを見直すことにつながります。

【普段から、地域や職場で良好な人間関係を築くために心掛けていること】

（地域関係者全体・複数回答可）

1	挨拶をする	91.3%
2	多様な考え方があることを理解する	75.0%
3	話しやすい雰囲気をつくる	69.4%
4	積極的にコミュニケーションを図る	62.2%
5	不安や心配事があれば、伝え合う	45.0%
6	嫌なことは嫌とはっきり示す	25.6%
7	その他	4.4%

【参考文献・引用文献等】

- ・いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）
- ・いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定）
- ・いじめ対策に係る事例集（平成 30 年 9 月 文部科学省初等中等教育局児童生徒課）
- ・いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する
（平成 25 年 7 月 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター）
- ・生活指導リーフ 「絆づくり」と「居場所づくり」（平成 24 年 2 月 国立教育政策研究所）
- ・生活指導リーフ いじめの理解（平成 24 年 9 月 国立教育政策研究所）
- ・生活指導リーフ いじめの未然防止Ⅰ（平成 24 年 9 月 国立教育政策研究所）
- ・生活指導リーフ いじめの未然防止Ⅱ（平成 24 年 9 月 国立教育政策研究所）
- ・生活指導リーフ いじめに関する「認識の共有」と「行動の一元化」（平成 27 年 12 月 国立教育政策研究所）
- ・いじめの追跡調査 2013 - 2015（平成 28 年 6 月 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター）
- ・生徒指導の役割連携の推進に向けて - 『生徒指導主担当者』に求められる具体的な行動（小学校編） -
（平成 23 年 3 月 国立教育政策研究所）
- ・生徒指導提要（平成 22 年 3 月 文部科学省）
- ・規範意識をはぐくむ生徒指導体制 - 小学校・中学校・高等学校の実践事例 22 から学ぶ -（平成 20 年 3 月 国立教育政策研究所）
- ・いじめ問題に関する取組事例集（平成 19 年 2 月 国立教育政策研究所 生徒指導研究センター）
- ・「いじめ総合対策」に示された取組の進捗状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（最終答申）（平成 28 年 7 月 28 日 東京都教育委員会）
- ・平成 7 年度「いじめ問題」研究 - いじめ解決の方策を求めて -（平成 8 年 3 月 東京都立教育研究所）
- ・平成 9 年「いじめの心理と構造を踏まえた解決の方策」（平成 10 年 3 月 東京都立教育研究所）
- ・子供の自尊感情や自己肯定感を高める指導資料【基礎編】（平成 23 年 3 月 東京都教職員研修センター）
- ・子供の自尊感情や自己肯定感を高める指導資料【発展編】（平成 24 年 3 月 東京都教職員研修センター）
- ・人権教育プログラム（学校教育編）（東京都教育委員会 平成 28 年 3 月）
- ・人権教育プログラム（学校教育編）（東京都教育委員会 平成 16 年 3 月）
- ・DVD「STOP! いじめ あなたは大丈夫?」（平成 25 年 3 月 東京都教育委員会）
- ・DVD「STOP! いじめⅡ 見つめよう 考えよう - いじめをなくすために -」（平成 27 年 3 月 東京都教育委員会）
- ・令和 2 年度 東京都道徳教育教材集 小学校 1・2 年生版「心あかるく」（東京都教育委員会）
- ・令和 2 年度 東京都道徳教育教材集 小学校 3・4 年生版「心しなやかに」（東京都教育委員会）
- ・令和 2 年度 東京都道徳教育教材集 小学校 5・6 年生版「心たくましく」（東京都教育委員会）
- ・令和 2 年度 東京都道徳教育教材集 中学生版「心みつめて」（東京都教育委員会）
- ・学校と関係機関等との連携～学校を支える日々の連携～（平成 23 年 3 月 国立教育政策研究所 生徒指導研究センター）
- ・いじめに備える基礎知識（平成 27 年 7 月 国立教育政策研究所）
- ・学校と関係機関等との行動連携を一層推進するために（平成 16 年 3 月 文部科学省）
- ・これからの個別的教育支援計画～「つながり」と「安心」を支える新しい個別的教育支援計画～（平成 26 年 3 月 東京都教育委員会）
- ・どのように策定・実施したら、「学校いじめ防止基本方針」が実効性のあるものになるのか? - 中学校区で取り組んだ 2 年間の軌跡 -（平成 28 年 6 月 国立教育政策研究所）
- ・「学校いじめ防止基本方針」年度当初の確認点（平成 26 年 4 月 国立教育政策研究所）
- ・子供たちの基本意識を育むために（平成 27 年 7 月 東京都教育委員会）
- ・いじめ問題に関する研究報告書（平成 26 年 2 月 東京都教職員研修センター）
- ・人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」（令和 3 年 3 月改訂 東京都教育委員会）
- ・「SNS 東京ノート」活用の手引（令和 2 年 3 月 東京都教育委員会）
- ・「SNS 東京ノート」1（令和 2 年 3 月 東京都教育委員会）
- ・「SNS 東京ノート」2（令和 2 年 3 月 東京都教育委員会）
- ・「SNS 東京ノート」3（令和 2 年 3 月 東京都教育委員会）
- ・「SNS 東京ノート」4（令和 2 年 3 月 東京都教育委員会）
- ・「SNS 東京ノート」5（令和 2 年 3 月 東京都教育委員会）
- ・わたしたちの道徳 小学校 1・2 年（平成 26 年 2 月 文部科学省）
- ・わたしたちの道徳 小学校 3・4 年（平成 26 年 2 月 文部科学省）
- ・私たちの道徳 小学校 5・6 年（平成 26 年 2 月 文部科学省）
- ・私たちの道徳 中学校（平成 26 年 2 月 文部科学省）
- ・「特別の教科 道徳」移行措置対応 小学校版東京都道徳教育教材集（平成 28 年 3 月 東京都教育委員会）
- ・特別の教科 道徳 指導読本Ⅱ「道徳科 指導と評価のガイドブック」（平成 30 年 3 月 東京都教職員研修センター）

おわりに ～いじめ問題の解決の先に～

「いじめは、いつでも、どの学校にもどの子供にも起こり得る。」

確かにそのとおりである。

しかし、教育は、日々子供を成長させる。

昨日、相手の悪口を言っていた子供が、今日は、その友達の良いところに気付くことがある。昨年、かっとなっては暴力を振るってばかりいた子供が、今年は、友達に笑顔を向けながら温かい言葉を掛けられるようになることもある。

だから、教師は、いつも子供たちの限らない可能性を信じて、熱い思いを伝えるのだ。

ある学級担任が、普段は元気な子供がうつむいていることに気付き、さりげなく「今日は、いつものあなたらしくないけれど、どうしたの。」と声を掛けた。その子供は、目にうっすらと涙を浮かべながら、自分が友達を傷付けてしまったことを話し始めた。

ある学校では、学年担当の教師たちが、SNSのやり取りでトラブルを抱えてしまった子供たちを呼んで、様々な悩みについて正直に語らせた。気が付くと、子供たちは、互いにどのようなことに気を付ければよいのかを真剣に話し合っていた。

子供を大切に思う教師の気持ちを、言葉に出してまっすぐに、子供たちへ直接伝えて欲しい。その思いが子供たちの心に届いたとき、子供たち自身が、互いに大切にしようとするようになるだろう。そして、全ての子供が、そうしようとしている自分に気付いたとき、いじめは、きっとなくなるに違いない。

高校段階を終えて、東京都の公立学校から巣立つ子供たちに伝えたいメッセージをここに記して、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の締めくくりとする。

多様な価値観をもつ人と出会い、関わり、ときにはぶつかり、高め合えるからこそ、私たちは幸福な人生を切り拓き、よりよい社会と、豊かな未来を築くことができます。何よりも、違った考えや価値観をもつ者同士が理解し合うこと、これこそ、人間だからできることなのです。

「これからのあなた、
あなた自身は何を大切に、どのように生き、
そしてどのようにして幸せな世の中にしていきますか。」

都立高等学校 人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」95ページより
令和3年3月 東京都教育委員会

本冊子の内容は、第3期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の答申を踏まえて、東京都教育委員会が「いじめ総合対策【第2次】」（平成29年2月）の一部を改定したものである。

第3期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会委員
 （任期 平成30年8月1日から令和2年7月31日まで）

区分	氏名	所属等	備考
学識経験者	有村 久春	東京聖栄大学教授	委員長
	坂田 仰	日本女子大学教授	
	藤平 敦	日本大学文理学部教授	委員長 職務代理者
	林 尚示	東京学芸大学教育学部准教授	
区市町村教育委員会	豊岡 弘敏	渋谷区教育委員会教育長	
医療	笠原 麻里	駒木野病院副院長	
心理	鈴村 眞理	一般社団法人東京公認心理師協会 学校臨床委員会委員	
福祉	横井 葉子	聖徳大学心理・福祉学部社会福祉学科准教授	
法律	相川 裕	真和総合法律事務所弁護士	
警察	橋本 満	警視庁生活安全部管理官	

なお、東京都教育庁においては、次の者が本冊子の作成に当たった。

教育庁指導部長	増田 正弘	教職員研修センター研修部長	石田 周
指導部指導企画課長	小寺 康裕	研修部教育開発課長	土屋 秀人
指導部主任指導主事（生徒指導担当）	千葉かおり	研修部教育開発課統括指導主事	先崎 達彦
指導部指導企画課統括指導主事	大村 賢治	研修部教育開発課統括指導主事	長友 慎吾
指導部指導企画課統括指導主事	關 友矩	研修部教育開発課統括指導主事	國長 泰彦
指導部指導企画課指導主事	渡邊 徳人	研修部教育開発課指導主事	笠井 淳子
指導部指導企画課指導主事	川村 直也	研修部教育開発課指導主事	東小川智史
指導部指導企画課課長代理	伊東 賢治		
指導部指導企画課主任（警視庁派遣）	杉浦 弘幸		

いじめ総合対策【第2次・一部改定】 <下巻> 実践プログラム編
 東京都教育委員会印刷物登録 令和2年度第126号（東京都教育委員会刊行物）

令和3年3月 発行

編集・発行 東京都教育庁指導部指導企画課

所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
 電話 03(5320)6888（直通）

東京都教職員研修センター研修部教育開発課

所在地 〒113-0033 東京都文京区本郷一丁目3番3号
 電話 03(5802)0306（直通）

印刷 株式会社アイネット

所在地 〒104-0061 東京都中央区銀座七丁目16番21号 銀座木挽ビル1F
 電話 03(3549)5600

